

下記の学科ⅡのNo.4については、枝4が明らかな誤りになっていますが、枝1において、準耐火建築物についての限定条件が不足していたことにより、「…、床面積の合計 500 m²以内ごとに防火区画しなければならない。」と断定しきれないことから、枝4とともに枝1も正答枝とする措置を講じています。

記

〔No. 4〕 防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 準耐火建築物(主要構造部を準耐火構造としたもの)である延べ面積1,600m²、平家建ての倉庫は、床面積の合計500m²以内ごとに防火区画しなければならない。
2. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積200m²、地上3階建ての一戸建ての住宅において、吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。
3. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積2,000m²の事務所において、防火区画に用いる特定防火設備は、閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものとしなければならない。
4. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積10,000m²、地上15階建ての事務所の12階の事務室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、原則として、床面積の合計500m²以内ごとに防火区画しなければならない。
5. 延べ面積1,200m²、木造、地上2階建ての小学校において、必要とされる防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ2.5m以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けなければならない。